

家事関連費 ～業務用と家事用が一緒になっている費用～

家事関連費とは、業務用部分と家事用部分からなる費用です。

本人や家族の生活費、住宅費などの**家事費**（家事用の費用）は、必要経費になりません。青色申告者は業務の遂行上直接必要であることが、取引記録や帳簿などにより明らかにできる金額を、業務用部分の費用として必要経費に計上することができます。必要経費と家事費を合理的に区分するには、面積、使用時間、使用量、使用頻度などを総合的に勘案して基準を定めて、あん分します。記帳は、①**家事関連費の支出のつど家事費部分を区分する**、②**決算のさいに1年分を一括して家事費部分を区分する**かのいずれかによりおこないます。

家事関連費の例	あん分基準の例
店舗併用住宅の賃貸料、修繕費、減価償却費、固定資産税など（購入した場合の借入金利息を含む）	○土地や建物に関するものは使用する面積など
業務家事共用の自動車のガソリン代、整備費用、税・保険料、カーローンの支払利息、リース代など	○自動車や機械に関するものは使用する時間、頻度など
電気料金、電話料金、ガス料金、水道料金、灯油代など	使用時間、使用量、使用頻度など

詳しくは税理士無料個別相談会をご利用下さい。ご予約はこちら  381-3101